

明石市立美里厚生館 2 階集会室空調設備更新修繕仕様書

1 更新修繕業務場所

明石市魚住町西岡 996-1 明石市立美里厚生館 2 階集会室

2 更新修繕業務期間

契約日の翌日から令和 7 年 11 月 28 日まで

3 更新修繕業務内容

美里厚生館 2 階集会室の空調設備更新修繕を行う。

リモコンはワイヤード・オートグリルリモコンであること。

既設冷媒管等は再利用すること。(外部ダクトは点検のうえ再利用)

地上の既設基礎は再利用すること。(転倒防止取り付け)

電源は既設を接続切替すること。(漏電ブレーカー有)

スリムダクトの端部等はコーキング処理等で雨水進入防止すること。

メーカーはパナソニック、三菱電機、三菱重工、日立、ダイキン、富士通ゼネラルのいずれかであること。

グリーン購入法適合商品であること。

その他本業務にかかる管理費、諸経費等を含む。

4 履行報告の義務

受託者は、更新修繕業務完了後、速やかに明石市役所人権推進課に完了届（写真添付）を提出すること。

フロンガスを回収した場合は、回収量も併せて報告すること。

5 更新修繕料の支払方法

更新修繕業務完了後とする。

6 その他

(1) 実施時期は、業務期間内で明石市役所人権推進課と受託者が協議のうえ決定する。

(2) 受託者は、業務実施に際し各厚生館長と十分協議し、その指示に従うこと。

(3) 業務実施にともなう機械・器具等はすべて受託者のものを使用すること。